

令和5年度 JEES・三井不動産奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三井不動産株式会社のご支援により、「JEES・三井不動産奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、アジア地域の更なる発展を願い、日本やアジア諸国の都市開発事業や不動産業の将来を担う人材の育成に貢献するとともに、日本とアジア諸国の良好な友好関係構築に資することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である三井不動産株式会社はデベロッパーとして、主に街づくりの企画・開発・運営を担っており、世の中の人々のために「職」「住」「遊」「憩」といった様々な空間を創り出し、今までにないような新しい価値を開拓するチャレンジ精神をもって、海外においても多くのプロジェクトを手掛けてこられた。アジア諸国の留学生を本奨学金により支援することで、日本とアジア諸国の架け橋となりうる人材の育成に貢献したいとの思いから、資金を提供された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和5年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程、修士(博士前期)課程、博士(博士後期)課程又は専門職学位課程(大学院)のうち、以下に定める学年に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。
※ 学年は次のとおりとする。
 - ・ 学士課程 : 3～4年次
 - ・ 修士(博士前期)課程 : 1～2年次
 - ・ 博士(博士後期)課程 : 1～3年次
 - ・ 5年一貫制博士課程 : 1～5年次
 - ・ 専門職学位課程(大学院) : 1～3年次
- (2) 文学、法学、政治学、経済学、商学、社会学、理学、工学を専攻する者。
- (3) 中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド、ネパールの国・地域の国籍(出身地)を有する者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給合計額が600,000円(月額50,000円相当)以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く。]
- (5) 都市開発事業(都市整備、街づくり等)や不動産業の発展に貢献する意欲がある者。
- (6) 学業成績優秀で、経済的援助を必要とする者。
- (7) 日本語能力試験N3レベル程度の日本語でのコミュニケーションが可能な者。
- (8) 令和5年4月に在籍予定の大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

5名程度

5 支給内容

月額奨学金 150,000円

6 支給期間

令和5年4月より最長2年間。

※支給期間内に在籍課程を修了し、同一大学の上位課程に進学した場合、支給期間の終了まで支給を継続する。

※特段の理由により令和5年5月以降に渡日する場合は、渡日月から支給開始とする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語以外の場合は和訳を添付すること。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	令和 4 年度の学業成績証明書		PDF	日本語以外の場合は和訳を添付すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

情報科学研究科教務係まで令和 5 年 4 月 11 日(火)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について、書類審査及び面接(令和 5 年 6 月上旬～中旬予定。)により奨学生を決定する。結果は令和 5 年 7 月上旬を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により、大学を通じて遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会・インターンシップ等に参加すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1 か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。

- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士後期課程 3 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

①奨学生募集時に取得する事項

- ・ 願書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、顔写真、学年、入学年月、卒業・修了予定年月、国籍・地域、生年月日、性別、渡日状況、渡日予定時期、応募者の経済状況、奨学金受給・申請状況、学歴・職歴、応募理由、日本で学習・研究する理由、大学・大学院在籍中の学習・研究計画、学業修了後の進路予定・希望、三井不動産株式会社に関する記述)
- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 推薦書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、推薦理由、推薦者所属先・職名・氏名、学校担当者連絡先)

②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項

- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 学習状況報告書に記載された事項(奨学生番号、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、氏名、国籍、性別、学習内容の報告、課外活動等の報告、今後の学習計画)

③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項

- ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 井上正幸

16 応募・推薦に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階

TEL: 03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp